# 平成27年度第2回武蔵野市都市計画審議会議事録

日 時 平成27年12月22日 (火曜日) 午後2時~午後4時

場 所 武蔵野市役所 西棟 4 階 412会議室

出席委員 柳沢会長、与座副会長、井口委員、島崎委員、水庭委員、堀内委員、高野委員、大野委員、 深田委員、本間委員、米次委員代理末廣委員、清塚委員

欠席委員 稲垣委員、入江委員、村尾委員

出席幹事 福田まちづくり推進課長

説 明 員 木村環境部参事

傍聴者 0人

質疑応答者	質疑応答
	【開会】
会長	これより平成27年度第2回武蔵野市都市計画審議会を開会いたしま
	す。
	日程に入る前に、事務局より報告をお願いします。
事務局	本日は、ご多忙の中、ご出席いただきまして、まことにありがとうご
	ざいます。
	本日、1号委員の村尾委員よりご欠席のご連絡をいただいておりま
	す。また、今まだ連絡がとれませんが、2名の委員の方が遅れておりま
	すが、武蔵野市都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、会議が
	成立したことを報告いたします。
	また、本日、米次委員の代理といたしまして、武蔵野警察署、末廣副
	署長にご出席をいただきます。よろしくお願いいたします。
	なお、本日は、幹事のほかに説明者として、木村環境部参事が出席を
	しております。
	では、会議資料の確認ですけれども、既に皆様にはお送りしてござい
	ます議題、議事、そちらのほうと、本日、机上に配付しました次第と議
	案の説明のパワーポイントがございますけれども、ご不足ないでしょう
	か。よろしいでしょうか。
	では、会長、よろしくお願いします。
会長	本日は、一応4時をめどに進めたいと思いますので、よろしくお願い
	します。
	本日は、傍聴の方はおられないということで、早速議題に入りたいと
	思います。
	日程1、審議事項(1)、議案第2号「武蔵野市都市計画生産緑地地
	区の変更」について説明をお願いします。

## 福田幹事

それでは、議案第2号「武蔵野都市計画生産緑地地区の変更(一部削除及び追加)付議」についてご説明いたします。

本議案につきましては、昨年の9月に生産緑地地区の指定方針の指定 基準の見直しを行いまして、生産緑地の追加指定等を毎年行えることと したことに伴う一部削除1件、追加指定1件、新規追加1件を行うもの でございます。

資料2-1の2枚目の新旧対照表をお願いいたします。

変更箇所は、記載のとおり68番が一部削除となり、20番が一部追加、88番が新規追加となります。また、107番につきましては68番の一部削除に伴い、区域が分割されたことによるものとなります。今回の変更によりまして、生産緑地地区の面積は、合計580㎡の減となりまして、件数は削除・追加等により86件となります。

それでは、個別に説明したいと思います。

スクリーン、また資料2-2をあわせてごらんいただければと思っております。

まず、スクリーンのほうですけれども、今回の変更の総括図となりま す。対象の3カ所の位置を表示してございます。

次に、まず一部削除となる68番でございます。こちらのほうにつきましては、昨年の9月に主たる従事者の死亡等による買い取りの申し出を受理いたしまして、12月に生産緑地法第14条による行為の制限の解除が行われたため、一部削除を行うこととなります。なお、図面に示しているとおり、削除区域が既指定区域の中央部分であるため、68番が分割されることとなりまして、東側区域を新たに107番という形の番号を付す形になってございます。

次に、20番でございます。一部追加となります。この区域は従前より 宅地化農地となってございました。平成25年度に相続が発生いたしまし て、北側の一部約3,900㎡を削除することとなってございますが、その ときに、今回の指定部分が宅地化農地となっていたことが判明したた め、今回追加指定を行うという形になってございます。追加面積は190 ㎡となってございます。

追加指定に関しましては、本年7月に指定申請がありまして、生産緑地の指定基準第2条の要件を満たしており、9月に農業委員会による現地確認を行ってございます。

追加区域、また農業経営等の継続性につきましては、スクリーンに表示しているとおり確認しているところでございます。

次に、88番でございます。こちらは新規追加となります。この区域につきましても、従前から宅地化農地となっておりまして、今後も農地として継続していく意向であることから、今回、新規の追加を行うものと

なってございます。指定面積は約570㎡となってございます。

指定に関しましては、先ほどと同じように本年7月に指定申請がございまして、指定基準の第2条の要件を満たしており、9月に農業委員会の現地確認を行ってございます。

指定区域、また農業経営等の継続性につきましては、先ほどと同様、 スクリーンに表示しているとおり確認しているところでございます。

次に、資料2-1の最初のページをお願いしたいと思います。

変更箇所となってございます。第1、種類は生産緑地地区、面積につきましては約27.74haとなります。第2、削除のみを行う位置及び区域につきましては、番号68番、境五丁目地内、削除面積は約1,340㎡、地区の一部となります。

理由につきましては、記載のとおり買い取り申し出に伴う行為の制限の解除により、宅地に転用される用地で生産緑地の機能を失った生産緑地地区の一部を廃止するとしてございます。

裏面をお願いいたします。

第3、追加のみを行う位置及び区域につきましては、番号20番、八幡町一丁目地内、追加面積は約190㎡、地区の一部。また、88番、関前五丁目地内、追加面積は約570㎡、地区の全部の2カ所となります。合計の面積は約760㎡となります。

変更理由につきましては、より一層の都市化が進む中で、農地と調和した良好な都市環境の形成に資することを目的に、公共施設等の用地としての多目的な保留地機能を維持し、市街化区域内において適正に管理されている農地を計画的かつ永続的に保全するため、武蔵野市生産緑地地区指定基準に定める指定要件を満たす農地を生産緑地地区に追加するとしてございます。

最後に、資料2-1の3枚目をお願いいたします。

都市計画策定の経緯の概要書でございます。本都市計画変更案につきましては、11月26日から12月10日まで、公告縦覧及び意見募集を行いましたが、縦覧者意見提出はございませんでした。

本日ご承認をいただけましたら、来年1月中旬に都市計画変更の告示 決定を行う予定としてございます。

説明は以上となります。

よろしくご審議のほど、お願いいたします。

会長ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問があればお願いいたします。A委員。ご説明ありがとうございました。

生産緑地について 2 点、ご質問させていただきたいと思います。 平成 4 年には33.46ha、そして平成24年には29.24haで、今回が27.74ha と、年々減っていくという状態の中で、都市農業の保全、また農業振興 という観点で、どのような見解、考えをお持ちであるのか伺いたいと思 います。

また、もう1点。いろいろな生産緑地に関しましては、今、説明いただいたまちづくり推進課や、あと、緑のまち推進課、生活経済課等々、いろいろなかかわりがあるとは思うんですけれども、そのあたり、横の連携ですとか、そのあたりで何か取り組みがあれば、教えていただければと思います。

よろしくお願いいたします。

#### 福田幹事

まず1点目のほうの都市農業の保全の考え方でございますけれども、委員ご案内のとおり、年々減ってきておりますけれども、これまでも生産緑地に関する取り組みといたしましては、先ほども説明でご案内したとおり、平成26年に生産緑地の指定方針、指定基準の改定を行いまして、特に今まで生産緑地の都市計画変更というのは、指定に関しては平成4年当時に1回と、それから10年後の平成15年度に1回というか、なかなか指定がしづらい状況であったということがあります。

ただし、平成26年に指定方針、指定基準を変えて、毎年、追加指定と か再指定が行えるというふうな制度に改正して、より生産緑地を指定し やすくしているというふうな形のものがございます。

これにつきましては、基準改定に当たっては農業委員会からの提議も もらったというふうなことも、背景にございます。

2点目の庁内の横の連携という形ですけれども、当然、この生産緑地に関しましては、農業委員会を持っております生活経済課と常に連絡を密にしてやっているとともに、当然、農地というのはまちづくりの視点においても、緑という重要な環境要素でございますので、いろいろな計画ですとか、そのようなものを立てるときには、緑のまち推進課、まちづくり推進課、また農地と連携して進めているというふうな形になってございます。

また、横のつながりじゃないんですけれども、今、生活経済課のほうでは、農業振興基本計画の改定、パブコメ等をやってございまして、この中の記述のほうでも、当然のことながら平成4年当初指定したときから30年たつと一斉に解除するというふうな規定がございまして、特に平成34年にどのぐらいの方々が農地をやめるというのは変なんですけれども、そういうふうなことも起こり得ますので、この中でもそれに対する対応の方向性ですとか、そういうふうなものを示して、少しでも農地が減らないような工夫をやっていきたいというふうに、今、考えているところでございます。

会長

よろしいですか。ほかに。B委員。

# B委員

ありがとうございます。先ほどのA委員のお話の続きでもございますが、生産緑地から解除して農地に変わるときに、基本的には買ってくださいと申し出るけれども、普通、買う人はいないというようなことですが、民間の中で何か農地をシェアするという考え方で、いろいろな、都内のあいている農地を買い取って、シェアしている企業等があるようですが、武蔵野市の中でも市民農園は非常に人気で、抽選が発生したりしているようなんですけれども、市がずっと市民農園という形で運営するのは負担も大きいことと思うんですが、そういう民間の参入とかはお考えではないでしょうか。

### 会長

#### 福田幹事。

#### 福田幹事

まず最初に、冒頭の部分じゃないんですけれども、当然のことながら、 買い取りとかの申請が出たときに、当然、今回、削除の主たる場合とい うのは、主たる従事者が亡くなって、相続というふうな話で、当然、変 な話ではあるんですけれども、相続税の話というふうな部分で解除にな るというふうな形が多いんですけれども、市のほうとしましても、当然、 買い取りに当たっては値段を提示させていただきますけれども、そこの 部分を、市で出す価格提示と民間のハウスメーカーとか、そういうふう な方々が示す価格ではかなりの差が出ているという現状がありまして、 なかなか市のほうで取得しづらいといった形で解除されているという 経過がございます。

また、後段のほうでありました民間の参入というふうな形なんですけれども、これにつきましては、農業法人とか、そういうふうな一定の基準等がありますので、その辺については今後も検討をして、対応できるものについては対応していければというふうに考えてございます。

### 会長

## よろしいですか。ほかに。C委員。

# C委員

ありがとうございます。関連する質問になりますが、生産緑地法が期限が来て、先ほどお話があったように、平成34年以降が心配されるわけです。今回も、従事者の方が死亡されたということで、生産緑地法の中では自治体が買い取るということが記されているわけですよね。

その点について、私も一般質問でこれに備えて市としてはどういう方針をとっていくのだということは、以前にもご質問させていただいています。

それの中で、また今年の8月に、国が国土形成計画、それから国土利用計画、これを閣議決定する中で、農地を守っていくことと同時に、まちをコンパクトにしていくことと、それから人口減少の中でこれ以上宅地を増やしていかないということを、大きく大都市圏と地方と分けて、明確な数字も出しています。

武蔵野で考えられることは、こうした農地の従事者が継承されない中

で、民間に、武蔵野が買い取るということはなかなか難しい状況に、 般質問のときにもおっしゃっていらっしゃいましたので、とすると、こ うして民間に売却された上で宅地になっていくということが考えられ ていくわけです。 これについてどういう対応を考えていこうとされているのか。もうそ んな先の話じゃありませんので。 それが1点と、やはり都市農業をしっかりと守っていくという観点か らは、東京都のほうも農業風景とか、今、B委員がおっしゃったような、 市民がかかわる、クラインガルテンでしたっけ。市民農園ですね、要は。 市民もかかわりながら農地を守っていくという。そういったことも、東 京都のほうでは取り組まれていると思うんですが、今後、こういった状 況が次々と発生していくことは予想されるわけで、具体的な今後の直近 の対応としては、どのようにお考えになっているのか、お聞かせくださ 会長 福田幹事。 福田幹事 2点、質問の中の1点目の、解除された農地が民間に渡る宅地化にさ れていくというような話なんですけれども、これについての歯どめとい うのは、現時点ではなかなか、市のほうで買い取れないというところも ありますので、その辺についてどのような対応がとれるかというのは、 1つ今後の検討課題かなというふうに思ってございます。 また、2つ目の直近の対応というふうな話なんですけれども、今、ち ょっとこの農業振興基本計画の中間まとめの中にも一部記載があるん ですけれども、東京都のほうで都市農業特区構想というふうなものを検 討してございまして、特区の活用によって、例えば指定要件ですとか、 そういうふうなものを今検討されておりまして、このようなものもうま く機能して使っていけたらなと思っておりまして、本市もこれについて は前向きに考えていきたいというふうに考えてございますので、そのよ うな形の中で何かしらの対応がとれればと、今のところ考えているとこ ろでございます。 会長 よろしいですか。ほかに。D委員。 D委員 確認させていただきたいんですが、市民農園は生産緑地にカウントさ れるんでしょうか。確認をさせていただきたいと思います。 それから、2つ目は先ほどからご説明があるように、都市農業を守る ということの中で、いろいろと市としても考えていらっしゃるというご 説明はあったんですが、もう少し具体的に、市としての方針というか、 その辺について伺いたいと思いますが。 会長 福田幹事。

まず市民農園のほうでございますけれども、現状の中では、生産緑地

福田幹事

法の旧法の中で1カ所だけ生産緑地に指定されているという状況でご ざいます。

また、2点目の都市農業を守るというふうな形の、もう少し具体的な というふうな形になるんですけれども、当然のことながら、都市計画で できる部分と、あともう1つ、生活経済課のほうで行っている農業の基 本計画、これらに関する中でも、当然、都市の農地の保全とか、そのよ うな考え方が記されておりますので、この辺の部分については、すみま せん、具体的にという話になりますと、当然、重点施策として、農地の 保全ですとかというふうなことも、当然、重点施策の中にうたわれてお りまして、目標値をというのもあれなんですけれども、なるたけ抑える という話と、やはり生産緑地の部分については、先ほども触れた中では ありますけれども、追加の指定を毎年行えるということと、もう1つ、 26年に指定基準を改定した大きな部分というのは、再指定というものが ございます。当然、削除するときに、ぴったりの金額では削除の面積っ てとれないものですから、多目に削除して、結局いろいろ調整した結果、 全部売らなくても済んだというケースの場合、その部分というのは従前 ですと、再指定というのはうちの基準上はできないという規定にしてご ざいました。ただし、農家の方々はそういう部分も当然のことながら、 農地として耕作を続けていられる方もいらっしゃいますので、そういう ふうな部分を含めて、もう一度再指定して、より減らない方向というの を具体的に進めていきたいというのが、今のところ考えているところで ございます。

#### 会長

### D委員。

### D委員

市民農園については、生産緑地としてカウントするところとカウント していないところの基準というか、その考え方というのをお示しいただ きたいということを、再質問としてさせていただきたいと思います。

それで、もう1つは12月の議会で武蔵野の議会では全会一致で都市農業を守るという立場の意見書が可決されまして、その中にはE委員からもご説明いただいた、やはり武蔵野の中での都市農業を守るという役割と、それから今後の課題というようなこともお話しいただいたので、ぜひこの場で少しご説明というか、もうお伺いできればというように思っておりますので、ぜひお願いしたいと思います。質問は1点です。

### 福田幹事

まず生産緑地の中で、市民農園というふうな形態のやり方なんですけれども、人に貸すという行為で市民農園を行いますと、買い取りができなくなるというふうな仕組みになってございますので、申請者がみずから市民農園的なものをやる部分についてはいいんですけれども、そうでなく、農地を持っていて市民農園としてどこかに貸すみたいな形態をとると買い取りできなくなるので、それは農家の方の考え方の判断になる

のかなというふうに思ってございます。

あと、生産緑地は税の軽減というのが当然ございます。市民農園につきましては、市民農園という目的から、固定資産税がゼロになるというふうなこともございますので、市民農園とした場合の意義がどういうふうに働くかというか、税上はどちらかと言うと、市民農園にしちゃったほうがゼロなので、税金上は安くなるのかなとは思いますけれども、その辺は農業者の考え方。どういうふうなやり方をするかというところにあるのかなと思っております。

#### 会長

ちょっと私の理解が若干違うんですけれども、これはE委員から伺っ たほうがよろしいんじゃないですか。

まず市民農園は生産緑地で成り立つかというような。

#### E委員

今、何点か質問がございました。それでは、座って失礼します。

生産緑地なんですけれども、やはり農業者が、お父さんが亡くなると、相続が発生します。そうすると、当然、税金を払わなきゃいけない。そうすると、一番手放しやすいのは、普通の農地、一般的な農地を手放さなければならない。それによって、道路つきでもよければいいけれども、道路がないのでどうしようという問題もありますし、生産緑地を手放さなければならないという、その家庭の事情もありますから、そこら辺が難しいんです。

ですから、私どもは、今、武蔵野市で皆さんご存じのとおり、市民農園という形で市民の皆さんがいろいろと何㎡か個々に持って、行政が指導し、私どもも指導する立場であるんですけれども、なかなか貸す、提供する人がだんだん減ってくるんですよ。だから、今あるのだけでも大変難しいという状況なので、これからはやはり行政が入って、農業者と、また生産緑地を入れたり、市民農園に開放しますよという位置づけをしていかなければ、私は武蔵野の市民農園というか、農地は残っていかないと思っておりまして、私どもも今、農業委員会としてもそのようなことで努力をしているところでございます。

個人の財産ですから、それをじゃあ市役所がこうしましょう、農業委員会がこうしましょうというわけにはいかないんですよ。だからそこら辺の難しさがありますから、ご存じのとおり、武蔵野市は農地はふえないでどんどん減っていく一方ですから、これは相続税が発生しますと、当然、税金を払わなければならない。そうすると、農地を手放さなければならない、こういう形になっていますから、それを少しでも残してもらおう。

私はもう、農業委員会としては今、農地パトロールということで、農 地であっても管理はしていない。草畑では、これは農地ではない、私ど もは認めませんよということで、今、強くそういうことの現地も見てお りますから、農業者の若い人がこれから真剣に農業に取り組もうというすばらしい姿勢を持っています。しかし、今後の課題は、そこらのところが、先ほど申し上げたようなことを、若い人も行政も、市民を巻き込むようになるかもしれませんけれども、それに対しての理解と協力がないと、なかなか難しいんだろうと私は思う、そう心配していますけれども、極力、農家の意向も聞き、また行政の考え方も反映していくように努めていきたいと思いますけれども、また皆さん、いろいろな面でご理解、ご協力いただきたいと思います。

答えにならないかもしれませんけれども、そういうことでございます。

## 会長

ありがとうございました。

さっきの市民農園と生産緑地の関係ですけれども、私の理解、もし間 違っていたら補足してください。私の理解は、生産緑地というのは農業 者がみずから営農しなければいけないわけですよね。したがって、市民 農園という普通の形は、これは市が借り上げるか農協が借り上げるかし て、第三者に貸す。したがって、生産緑地としては、市民農園はあり得 ない。

ただし、練馬区なんかでやっている体験型農園というのは、これは農業者がみずから営農していて、そこにほかの第三者を自分が指導者になって入れていく。だから営農の一形態、そういう整理になっているんです。したがって、そういう見かけ上、市民農園のように見えるけれども、それは違うわけだ。

それでいいんじゃないかな。いいですか。

### 福田幹事

はい。

### 会長

それで、こちらの委員の皆さんから、生産緑地が年々漫然と減っていくというようなことで、これからの時代、果たしていいのか。もう少し積極的に都市農地を保全するような施策が必要ではないか、そういう観点でいろいろとご質問があったと思うんですが、これに関しては、都市計画課が一手にこれを受け止めるのはそもそもとても難しい話ですので、ご意見ということにさせていただきますが、私からも重ねて、これは前にも、去年あたりも申し上げたかもしれませんが、生産緑地法があと6年になりますか、一応30年という節目を迎えて、別にそれによって生産緑地法が終わってしまうわけではないんだけれども、どっと30年の期限の農地が出てくる。

そうすると、一気に生産緑地が減るということが、目に見えているんです。したがって、その段階で本当に武蔵野市の都市農地はどうすべきかということを考えていないと、そこで大慌てというようなことになるので、したがって、ぼちぼち近隣の、例えば練馬区とか、あるいはほか

の国分寺のほうとか、非常に都市農地を大事にしているところがたくさ ん多摩地域にはありますから、そういうところと連携しながら、生産緑 地法30年問題というのを今から考えていって、何ができるかというのを 考えていくということが、当面、それを呼びかけるのが都市計画課の仕 事にはなるんじゃないかというようなところ、そんなところを示させて いただいていいですか。 E委員 ちょっと、では先生。今、武蔵野市では、武蔵野市と行政と協定を結 んでおりまして、災害が発生したときは、農地は開放しますよというこ とで、災害があっては困るんだけれども、緊急の場合には避難地として 農地を開放しましょうということで、またその場所にイモだとか、キャ ベツだのブロッコリだのあるときに、避難して踏まれても、それは業者 で負担しますよという協定があります。 ですから、私どもといたしましては、直接、今来たらどうしようとか ということを余り考えていない。それで、私のうちなんかは、もう畑の 中には何カ所か水道を引いてありますから、当然、蛇口が見えるから、 子供たちは何かあっても、畑に入って水を飲んでも誰も怒る人はいない わけで、そういったことは、他市ではやっていないと思うんです。 武蔵野市ではそういう協定を早くから結んでおりますから、これから は、あってはならないけれども、災害には農地を提供できますよという ことと、もう1点は、先ほどの、相続税が我々は大変なんですよ。 だからそういうふうなときには、税金を払うためにはどこを売るかと いうと農地が一番手っ取り早いから、農地を売って、できればそこに納 戸でもつくってということになると、都市計画法の問題も出てくるか ら、そこらはやっぱり行政と市民、農業者とお互いに、双方が懸隔し合 っていかないと農地は守れないし、災害に強い武蔵野市とは言えなくな る。そんな気もしております。 ありがとうございました。ほかにご発言はございますか。 会長 では、技術的な話で私から1点だけ。 最後の案件、家庭の庭のような状態であったところを、生産緑地に戻 して指定するということになっていますが、一応、都市計画決定の区域 ですので、境界を明確にしておいていただく必要があると思います。そ れはどういう方法でやろうとしているのか、あるいはできていくんでし ようか。 福田幹事 これについては、全部の写真は表示していないんですけれども、一応、 農業委員会と一緒にまちづくり推進課のほうも現地立ち合いを行いま して、今、こちらの図面に示しております赤い折れ点のところの部分に、 コンクリート類もしくはペイントの表示というふうな形で、その区域の 位置は表示されているというのを目視で確認しております。

会長

わかりました。ほかにご発言ありませんか。

それでは、この件について採決に移りたいと思います。

採決については、挙手、起立、無記名投票、記名投票、4種類ありますが、この審議会の例によりまして、無記名投票を行いたいと思います。

(投票用紙配付・投票・開票)

それでは、開票結果を発表いたします。

投票総数 11票

有効投票数 11票

承認 11票

不承認 0票

よって、議案第2号「武蔵野市都市計画生産緑地地区の変更」については、承認されました。

続きまして、審議事項(2)、議案第3号「武蔵野市都市計画熱供給 基幹施設の変更」について。

まず、武蔵野市武蔵野クリーンセンターの内容について、木村環境部 参事よりご説明をいただいた後、続いて福田幹事より武蔵野都市計画熱 供給基幹施設の変更について説明をいただきます。

では、お願いします。

# 木村環境部参

クリーンセンター木村と申します。よろしくお願いいたします。 まず、武蔵野クリーンセンターの概要についてご説明いたします。

廃棄物処理法によりまして、ごみ処理は市町村の責務になっております。よって、市町村において清掃工場の設置が必須となっております。ですので、都市施設として都市計画決定が必要となっております。

今のクリーンセンターの位置でございますが、ご承知のように、市役所の北側になっておりまして、住宅団地が隣接しているところでございます。

それでは、武蔵野市のごみ処理の経過をご説明したいと思います。 最初に昭和33年に武蔵野三鷹地区保健衛生組合というものを設置しまして、武蔵野市と三鷹市が共同処理という形で行われました。

三鷹市の、こちらです、新川というところに清掃工場がありまして、 武蔵野市は、こちらの日赤病院、こちらで伝染病棟の病室を確保する。 もう法律はないんですが、その当時はそういうことでタッグを組んで設 置をしたという経緯でございます。

そして、昭和40年代になりますと、人口が増加しまして、ごみも増加しまして、騒音、悪臭、振動などの公害問題が起こりまして、三鷹市新川の周辺住民の方から、武蔵野市のごみをピケを張ることによってボイコットされたという事件がございました。そして、この当時、武蔵野市のどこに清掃工場を建てるかということで、武蔵野市で自区内処理が求

められたという経緯がございます。

そして、この後、詳しいことはご説明しませんが、大変な周辺住民の皆様、またいろいろな関係者の方が集まりまして、夜通しの議論をいたしまして、現在の場所に建設されたという経緯でございます。

そして、昭和59年にクリーンセンターが稼働されまして、31年間、今、 稼働しているところでございます。

この都市計画の概要を若干ご説明いたします。

まず、昭和56年にごみ焼却処理場の位置ということで、都市計画決定をしております。これは後でご説明します新クリーンセンターの都市計画決定でもこのまま使っておりまして、敷地内での建てかえということになっております。

それから、平成13年、今回の事案になりますが、熱供給基幹施設の都市計画決定をしております。これは、市役所の空調システムの交換に伴いまして、都市再生推進事業と地球環境省エネ対策という一環で、補助事業として都市計画決定した、熱供給基幹施設として都市計画決定したものでございます。

現クリーンセンターの熱供給基幹施設の状況ということで、今、クリーンセンターから市役所と総合体育館、それから温水プール、それから四中のプールのほうに熱供給をしているところでございます。ちなみに、蒸気発生量としては年間7万5,000トンありまして、クリーンセンターの場内で使っているのが約30%、市役所には1.5%、体育館には2.5%、未活用として65%ということでございますが、これからご説明する新クリーンセンターにおいては、蒸気利用が、クリーンセンター分が大分減りまして、蒸気利用としては10%になりまして、残りの90%を発電設備に回すという形になります。30年前の技術では、効率的な発電ができなかったということで、一部ですけれども蒸気利用をしているという経過でございます。

それでは、新クリーンセンターのほうのご説明をしていきたいと思います。

今回、こちら、西側に現在のクリーンセンターがありまして、煙突を挟みまして東側のほうの都市計画の敷地内で建てかえをするものでございます。これについても周辺住民の方々のご理解とご協力をいただきまして、新クリーンセンターの建設に至ったところでございます。平成29年4月稼働を予定しているところでございます。

それでは、新クリーンセンターのエネルギー供給システムのほうをご 説明していきたいと思います。

今度は蒸気プラスごみ発電が導入されますので、まず市役所と総合体 育館につきましては、今までの蒸気利用プラス電気を供給するものでご ざいます。また、緑町コミセンにつきましては電気を、それから緑町ふれあい広場というのは、これは野球場・テニスコートの街路灯、ここは広域避難場所になっておりますから、街路灯にも電気を供給するということでございます。それから、特別高圧による電力一括受電ということで、クリーンセンターが親というか、一括で受電をしまして、市役所、総合体育館、緑町コミセン等に送っていくというものでございます。

今回、この工場棟が西側から東側に移動したことによりまして、蒸気管の位置が変更になります。それに伴いまして、今回、都市計画の変更の審議をお願いしているところでございます。現在は、仮設の蒸気管を使って、市役所と体育館に送っているところでございます。

今度は、このクリーンセンターのエネルギー供給設備ですが、2つございます。まず、ちょっと見づらいですが、これが焼却炉で、上にボイラーがありまして、これで蒸気が発生しまして、この蒸気に伴いまして、蒸気タービン、こちらのほうに蒸気を送りまして、蒸気と電気を発生させるものでございます。

また、もう1つ補助的にガスタービンというものがございます。これは、焼却炉の点検のとき等で補完的に運転をしまして、蒸気と電気を発生するものでございまして、かつ、これにつきましては、災害時、停電のときにガス管、中圧管という防災認定を受けたところからガスを供給しまして、このガスタービンを稼働させて、停電時も電気、蒸気を発生させることができるシステムになっております。

ですので、災害時にこちらの焼却炉も稼働させますし、市役所、総合 体育館、緑町コミセンのほうにも電力を供給するという、災害時に寄与 する施設になっております。

このシステムは、小規模清掃工場のエネルギーの地産地消、災害時の 強靭化として、環境省、経済産業省からもモデルとして取り上げている ものでございます。

最後ですが、それ以外に、景観に配慮した施設ということで、周辺住民の方々と建築デザイン、煙突デザインについて協議をしておりまして、外装につきましては、テラコッタルーバーという素焼きの素材の外装になっておりまして、武蔵野の雑木林のイメージで、今、建設が進められているところでございます。

また、2階につきましては見学者コースになっておりまして、これは 自由に見学できるものになっております。1周回りますと、ごみ処理が わかるような仕組みになっております。

このように、今、建設が急ピッチに進められまして、29年4月の稼働を目指しているところでございます。以上でございます。

福田幹事

続きまして、では議案のほうの説明に入りたいと思います。

武蔵野都市計画の熱供給基幹施設の変更・不備について説明したいと思います。

議案書、資料3-2をお願いしたいと思います。

こちらのほうに「都市計画変更の概要」を記載してございます。先ほど木村参事からのほうの説明と一部かぶる部分もございますけれども、熱供給基幹施設につきましては、地球環境・省エネルギー対策として、武蔵野クリーンセンターのごみ焼却に伴う排熱を市庁舎に供給し、給湯や空調の熱源として活用を図るため、平成13年に都市計画決定を行っているものでございます。

クリーンセンターの建てかえに伴いまして、熱供給管路の位置が変更となること、また平成16年に武蔵野三鷹地区保健衛生組合が解散に伴いまして、ごみ焼却施設の名称が変更になったことに伴いまして、今回、変更を行いたいと考えてございます。

資料3-1の裏面をお願いしたいと思います。

新旧対照表になってございます。こちらのほう、2段書きになっておりまして、括弧内が変更前となってございます。管路の名称、位置については変更ございませんが、備考欄に記載のとおり、経路が変更となります。変更経路につきましてはスクリーンにも表示してございますとおり、クリーンセンターの建てかえに伴いまして、位置が変わることに伴いまして経路が変更となってございます。

その他の施設の名称のところでございますけれども、武蔵野三鷹地区 保健衛生組合立第2処理場となっておるところを、先ほども説明したと おり、平成16年に組合が解散しておりますので、武蔵野クリーンセンタ ーという形に変更いたします。位置については変更ございません。

続きまして、資料3-1の表面のほうに戻っていただきたいと思います。

変更箇所でございますけれども、1、供給基幹施設の名称につきましては、武蔵野市温水熱供給基幹施設。2、管路、名称は武蔵野市温水管、位置につきまして、起点は武蔵野市緑町三丁目地内、終点は武蔵野市緑町二丁目地内でございます。備考につきましては、供給施設と敷地面積を記載しておりまして、武蔵野市庁舎、約1万4,500㎡となってございます。3、その他の施設につきましては、名称、武蔵野クリーンセンター、位置は緑町三丁目地内、備考としまして敷地面積が約1万7,000㎡となってございます。

変更理由でございますが、記載のとおり、武蔵野クリーンセンターの 老朽化による建てかえに伴い、温水管の位置を変更するとしてございま す。

最後に資料3-1の2枚目になります。都市計画の策定の経緯の概要

	書をお願いいたします。
	本都市計画変更の案につきましては、さきの生産緑地と同じく11月26
	日から12月10日まで、公告縦覧及び意見募集を行いましたが、縦覧者、
	意見提出はございませんでした。
	本日、ご承認をいただきましたら、来年1月に都市計画変更の決定告
	示を行う予定としてございます。
	説明は以上となります。
	よろしくご審議をお願いいたします。
 会長	ただいまの説明に関しまして、ご意見、ご質問ありましたらお願いし
	  ます。A委員。
A委員	ご説明ありがとうございます。2点、確認を含めて質問をしたいと思
	います。
	先ほど、クリーンセンターの概要の説明の中で、エネルギーの熱供給
	が、聞き漏れだったらすみません、7万5,000 t ぐらいで、今、クリー
	ンセンターに30%というようなご説明があって、新しくなると10%で、
	90%発電にという話があったんですけれども、新しくなったときの全体
	の送量はどれくらいを予想しているのか教えていただければと思いま
	す。
	あと、次に配管のほうですけれども、いろいろな資料を見ると、市役
	所だけではなく、総合体育館への熱供給の矢印が引っ張ってあるんです
	けれども、そちらに対しての配管等は変更というか、どのような考えに
	なっているのかお聞かせいただきたいと思います。
会長	では、前半は木村参事、後半は福田幹事。
福田幹事	では先に、後段のほうから。
	今回、木村参事のほうの説明でもございましたが、クリーンセンター
	から熱の供給管というのは、今、図面にもあるとおり、総合体育館等に
	も向かっているところでございますけれども、都市計画決定しているも
	のに関しては、市役所にきている供給管のみとなっておりますので、今
	回、議案として変える部分については、(スクリーンを指しながら) 市
	役所にいっている管になります。
会長	木村参事。
木村環境部参	最初のご質問ですが、今は7万5,000 t ですが、今度は高効率になり
事	まして、かなりの圧力をかけますので10万 t になります。30%から10%
	になるというのはどういうことかと言いますと、今、30%使っているの
	は、排ガスの温度を上げたり、特に冬場なんですが、煙突から白煙が見
	えないように、白煙防止ということで、蒸気を使ったりして、30%使っ
	ております。
	今度はそういう温度の下がったり上がったりをなるべく減らしたり、

白煙防止も周辺住民の皆さんと実験をして、多少見えてもいいということで、白煙防止装置を設置しないということで、工場内に使うものは10%にしまして、90%、全部発電のほうに使うというようなことで、今、工事を進めているところでございます。

あと、総合体育館につきましては、当然、東側に近くなりますので、 道路またぎの管はそのまま使うという形ですが、つなぎかえはするとい うことで、今は仮設の管でつないでいるというのが現状でございます。 以上でございます。

#### 会長

ちょっと補足いたしますと、管路については、全て都市計画決定しなければいけないとはなっていなくて、選択的に都市計画決定するということになっている。

それで、先ほど説明ありましたが、補助金とかで、ここだけ都市計画 決定をして補助金をもらうという経緯があって、ほかへのつなぎについ ては、実際は管路はあるけれども、都市計画決定はしていないというこ とです。

したがって、前に市が決定したものを変更するのだけが今日出てきているということです。

ついでに今のA委員の質問との関係で、私からもプロポーションを伺いたいんですが、新クリーンセンターエネルギー供給システムというふうなあれがありました。その次かな。その前。これの真ん中というか、2段目の市役所、体育館等に対して、電気、蒸気を連続的に供給と書いてありますね。

これで、市役所や体育館が必要としている総エネルギーを100とした ときに、どのくらいをクリーンセンターからの供給で賄っていることに なるんでしょうか。資料わかりますか。わかったら教えてください。

# 木村環境部参

ほぼ100%なんですが、ただ、からくりがございまして、昼間、季節によってごみの質とか量で変動します。例えば夏場ですと、かなり空調も使いますので、市役所とか体育館での電力を100%賄えない場合もあります。その場合には東京電力のほうから買うような形になります。

逆に、夜間については余ってしまいますので、売るような形になって おります。大体相殺しまして、ほぼ100%というような仕組みになって おります。以上でございます。

# 会長

わかりました。それではご質問がありましたら、お願いします。

#### F委員

エネルギーのことで関連して、今までクリーンセンターの蒸気を温水 プールとか体育館に送って、暖房とか給湯に使っていましたということ ですけれども、今度新しく発電機能がついた場合に、蒸気に割かれるエ ネルギーというのは減っていくんですか。

その場合、またプールの温度とか体育館の温度とかの影響というのは

	あるんでしょうか。1点だけお願いします。
会長	木村参事。
木村環境部参	現在のクリーンセンターは、市役所と体育館のほうに送っているんで
事	すけれども、どちらかと言うと、体育館はクリーンセンターの後からで
	きて、市役所のほうは空調システムの入れかえのときに蒸気を供給した
	ということで、後づけになっておりまして、なかなか現在でも蒸気がう
	まく、100%回らないところもございます。
	そういうことで、例えば先ほど申し上げたように、ごみの質とか、そ
	れからごみが少ないと1炉運転になったり、あと全炉停止といって、整
	備のときに100%送れないケースも出ているところです。
	今度は、かなり高効率のボイラーシステムになりますので、ほぼ100%
	蒸気を安定的に送ることができるというようなことで進めているとい
	うことです。
会長	D委員。
D委員	武蔵野のごみは、なるべく燃やさないで資源化していくというのが、
	今、考え方だと思うんです。もちろん、今回のクリーンセンターのエネ
	ルギーを使っての供給というのは、それは考え方としては、そういうこ
	とは別に否定するわけじゃないんですが、ごみを減量していくという市
	の考え方と、それからごみを燃やしてエネルギーにするというその考え
	方というのは、どういうように考えていらっしゃるのかということを伺
	いたいんですが。
会長	木村参事。
木村環境部参	やはり周辺住民の皆さんのご理解をいただいてやってきているもの
事	ですし、また、今回、ごみ処理基本計画も改定して、ごみ減量がまず第
	一です。その上で、こういう今、30年前と変わりまして、技術開発、革
	新されたものを、やはり熱回収ということで有効利用しようということ
	で、できる限りエネルギーとして取り出すということで、これは本当に
	痛しかゆしのところがありますけれども、その上でエネルギーをできる
	限り回収していこうという考えでございます。以上です。
会長	D委員。
D委員	同じことになってしまうんですが、今ご説明いただいたように、市民
	の方たちからも協力していただいて、武蔵野のごみを減量していこう、
	最終的に最終処分地に行くものを少なくしようということで努力され
	ているわけですから、エネルギー供給をするためにごみを燃やしてエネ
	ルギーを生み出すというのではなく、ぜひごみ減量というのをきちんと
	した市の方針として進めていただきたいということを申し上げておき
	たいと思います。以上です。
会長	ほかに。C委員。

# C委員

3.11以降の電力、エネルギーをどのように生み出し、また確保していくかということが課題とされたクリーンセンターの中で、こうした形で電気を生み出していけるコジェネレーションの機能を入れていただいたことは、本当にありがたかったかと思っています。また、停電の際にも関係なくきちんと稼働できる、再稼働が可能になっているということ、これは非常に心強いシステムとなりました。

それで、これは結局、再稼働をしたときに、どれぐらいの電力を生み 出せるというふうに試算をされていますか。災害直後です。

それと、これは一応、公共施設へ向けて蒸気と電気を配電するという 供給システムとなっていますが、私が議会でお願いしたのがセムズでエ リア全体に電気を一定程度配電していただけることを求めてはいたん ですが、その辺はどういうふうにシミュレーションされているのか、聞 かせていただけますか。

#### 会長

#### 木村参事。

# 木村環境部参

段階がありまして、まずこのガスコージェネレーション、ガスタービン、これはまず一番の目的は非常発電というものを常用にも使えるというシステムで今考えております。もちろん災害時に使う、非常時ということで、まず清掃工場を安全にとめる、まずそれが重要なことです。

まず安全にとめまして、それから点検をして、安全確認をした上で、 このガスコージェネレーションにより、まず電気を起こします。

そして必要により焼却炉のほうの運転を再開する。焼却炉の運転につきましては、いきなりごみが入ってくるわけじゃないですから、ピット内にあるごみを燃やして電力として供給する。そういう形でやれば、まず市役所、体育館のほうに100%送れるというところなんですけれども、その前にまずガスコージェネレーションだけをまず稼働させる。それでいち早く市役所、体育館に送るという段階をまず進めるんですけれども、その電気量としては7割ぐらいをカバーできるというふうに考えているところです。

それと、この地域内の供給なんですけれども、やはり電気事業法の制 約条件がございまして、いろいろ経産省と協議した結果、市役所、体育 館、緑町コミセン、野球場の街路灯、ここまでは同じ公共だということ で、同一敷地ということで認められました。

これは特に市役所と体育館は道路またぎになるんですが、これも同じ 市の道路、市道ですので、同一敷地ということで認められまして、こう いう形になりました。これをまた民間に送るとなると、これは電気事業 法の制約条件がありまして、なかなか、とりあえず今の協議ではここま でが供給先としては最大というふうに考えております。以上です。

# 会長

C委員。

# C委員 わかりました。システムとして稼働するという仕組みはつくったとし たとしても、実際に発電するまでにどれぐらいのごみがそのときになく てはならなくて、どれぐらいの時間をかけてバックアップ体制がとれる のかということは、それはちょっと話が関連しますけれども、クリーン センター内でのBCPか何かを策定されて、シミュレーションに基づい てのご発言ということでよろしいんでしょうか。 会長 木村参事。 木村環境部参 もう一度ご説明しますと、まずガスコージェネだけでも7割の供給が 事 できますので、それだけでも市役所については、防災センターとしては 十分カバーできるかなというふうに思っております。 BCPにつきましては、今回、事業者が20年の運転管理をしますので、 今後、運営についてはクリーンセンターのBCPと事業者と協力して、 20年間災害時についてはできる限り協力していく提案もいただいてお りますので、今後、協議の上で、防災時のバックアップをしていきたい と考えております。以上でございます。 会長 C委員。 C委員 これからは、その先の政策と意思決定によるものだと思いますので、 この場で申し上げるのがいいかどうかわからないんですが、同一敷地内 というふうに考えたときに、隣が病院ですよ、陽和会さん。もしそこま で、もし同一敷地内として検討していただけるのであれば、東京都や国 のほうで。やはり病院は、電力がかなり必要になります。その先の老健 もそうだと思うんですけれども。そういったところが実現すると、結構 より理想的な体制になれるのかなというふうにも思いますので、この場 を借りて要望はしておきたいかなと思っております。 やはり災害時の体制は、減災で人命をどれだけ救えるかというところ に電力がどうかかわれるかというところだと思いますので、ぜひともそ こは、今後もこれでよしとせずに、さらに努力をしていただければと思 っております。 それから、3.11の際に、東京都さんのほうで瓦れきを引き受けました よね。そのときに、たしかうちは自家発装置がないから受け入れること ができなかったと記憶しています。 今回、こうした新しいクリーンセンターになった場合に、もしそうい う想定、そういう事態が起こったときには、今度は武蔵野もきちんと受 け入れることができるというふうに理解してよろしいでしょうか。 会長 木村参事。 木村環境部参 瓦れきについては、今回、電力システムができますので、受け入れが

可能になります。当然これは東京だけじゃなくて違うところで災害が起 きたときには、やはり協力していかなければいけないと思いますので、

事

	そういう体制は組んでいきたいと考えております。
	もちろん、東京都とか国から要請がきた上でということでやっていく
	ことになると思いますが、そういうバックアップ体制はできると考えて
	おります。
会長	ほかにどうですか。どうぞ。
副会長	1点確認をさせていただきたいんですけれども、今回の管路経路変更
	については、単純に、先々、近々に多分総合体育館とプールの大改修と
	いうのは日程に上がってくるんですけれども、今回の管路の経路変更に
	伴って、その辺まで組み込んで考えられていたのか。つまり、多分、四、
	五年で体育館とプールを大規模改修しなくちゃいけないときに、今回、
	管路を莫大な金をかけてつけかえて、また四、五年たたないうちに、ま
	たそれをというような話になっていると、なかなか無駄も生じてくるの
	かなと思いますので、その辺のことを、今回の一連の作業の中で検討し
	たのかどうかだけ確認させてください。
会長	木村参事。
木村環境部参	この道路またぎの管路は、今回いじりません。
事	ですので、今まではこっちの西側にあった管路を、今度は東側になり
	ますから短くなって、これをつなぎかえていじるということなので、総
	合体育館のほうの管路はいじっていないので、今後の改修に合わせて、
	場合によっては管路を引きかえるとか、またプールとか総合体育館に空
	調システムとかプールの温水のシステムが変わるようであれば、クリー
	ンセンターのほうでどういう熱供給をするかというのは検討ができる
	と思いますので、とりあえず今は最低限のことしかやっておりません。
会長	よろしいですか。ほかにご発言はありませんか。
	ご意見ないようですので、議案第3号について採決に入りたいと思い
	ます。このたびも無記名投票を行いたいと思いますので、準備をお願い
	いたします。
	(投票用紙配付・投票・開票)
	それでは、開票結果を発表いたします。
	投票総数 11票
	有効投票数 11票
	承認 11票
	不承認 0票
	したがいまして、議案第3号は、承認されました。
	これで、本日の議案は終了ですが、その他、事務局でありましたらお
	願いします。
事務局	では、3点ほどお知らせをいたします。
	本日の議事録につきましては、こちらのほう、案ができましたらまた

お送りいたしますので、ご確認をいただければと思っております。

また、前回の第1回の議事録ですけれども、皆様から修正いただきま したものを後日お送りいたしますので、ご確認いただきたいと思いま す。

ご連絡がなかった委員につきましては、修正なしということで理解させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、日程の件ですけれども、次回の第3回の審議会ですが、 ご案内をしておりますが、2月10日午前10時からということで、市役所 のほうの会議室で行いますので、よろしくご参加いただきたいと思いま す。

また、本日お配りをしまして、ご連絡が遅くなっておりましたが、今年度の都市計画審議会の視察でございますが、2月23日火曜日、こちらのほう日帰りで、神奈川県の藤沢市のほうに伺うことで調整をしておりますので、大変お忙しい中、大変申しわけないんですが、ご出席していただければと思っております。

また詳細につきましては、決まり次第お送りいたしますが、本日机上のほうに視察の内容の概略をお配りしておりますので、参考にごらんいただければと思っております。また、出欠につきましては、はがきを置いてございますので、出欠のご連絡をあわせていただければ助かります。

連絡は以上です。

会長

それでは、これで本日の審議会は終了といたします。 長時間、ご苦労さまでした。

【閉会】